

平成26年度 第2回精華町子ども・子育て会議

会議録要旨

1 日 時

平成26年5月28日（水）午後1時30分～午後4時

2 会 場

精華町役場5階 501会議室

3 出席委員及び傍聴者

・委員 9名

早樫委員、木原委員、石崎委員、飯田委員、石井委員、谷口委員、地主委員、表委員、佐多委員

→ 精華町子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、本会議の成立を確認

・オブザーバー出席 1名

・傍聴者 2名

4 会議内容

○開会

○新任委員紹介

藤寄前委員に代わり、貴志委員が着任

※貴志委員は所用により欠席。山城南保健所福祉室 小畑副室長がオブザーバー出席

○議事

(1)「精華町子ども・子育て支援事業計画」(仮称)に係る内容検討について

①精華町の抱える課題の検討

事務局より資料に基づき説明(資料1)

<質疑応答・意見交換>

◇谷口委員長

・前回会議で田中委員から質問のあった、町内の安全に遊べる公園について、事務局から報告をお願いしたい。

◆事務局

・精華町内には都市公園が28ヶ所、児童遊園が31ヶ所ある。

・都市公園については、定期点検を月1回、専門業者による遊具点検を年1回実施。

・児童遊園については、子育て支援課が地元自治会の協力のもと、日常管理を行っており、遊具点検に関しては年1回専門業者に委託している。

◇飯田委員

・都市公園、児童遊園ともに、多くの公園ではボール遊びが禁止されており、子ども達がのびのびとボール遊びをすることが難しい環境にある。ボール遊びについて、

どのような取り決めがされているのか。

◆事務局

- ・都市公園、児童遊園ともに、ボールの利用については地元自治会との協議による。

◇飯田委員

- ・公園でボール遊びができないために、道路でボール遊びをしている子ども達がいるが、通行車両や通行人などに注意が必要な上、公園よりも危険なように感じる。

◆事務局

- ・子ども達が道路でボール遊びをしている現状の認識はしているものの、地元自治会ごとの取り決めの関係上、現時点で明確な解決策を示すことは難しい。

◇石井委員

- ・精華台小学校区の公園もボール遊びが禁止されている。子ども達は高学年になると、満足なボール遊びができないこともあって、公園へは行かなくなる。ボール遊びができる広い場所というと学校であり、土日には校庭開放もしているが、子ども達も習い事等で忙しく、あまり遊びに来ていない状況。
- ・遊びを通じて体力の向上が期待できる。精華台小学校の子ども達は、やや体力不足の傾向がある。広い場所があれば、体を使って遊ぶことを考えると思う。

◇地主委員

- ・事業を利用する子ども達と、華広場、大池公園、丸山公園をよく使っている。高学年の子ども達は公園周辺の道路でボール遊びをしており、ボールが近くの家の庭先に入っては、家の人にとってもらっている様子を見る。土日は、小学生よりも幼児の親子の利用が多いようである。
- ・子ども達には、放課後に学校のグラウンドで遊ぶという意識はあまりないようだ。高学年の子ども達がのびのびと遊べる場所を確保して、子ども達に周知していくことが大切だと思う。

◇石崎委員

- ・家の近所の植田児童遊園はボール遊びが可能。子ども達がのびのびと遊んでおり、その様子を見ると心が和む。管理上の問題はあると思うが、地区外の子ども達であっても、空いている時には利用できるようになるとよい。

◇佐多委員

- ・以前に公園の裏に住んでおり、ボールが飛んできて、家の窓ガラスが割れるという経験をしたことがある。今は自分も子育て中であり、子ども達が公園で思い切りボール遊びができたらいと思うが、公園の近所に住んでいる方の事を考えると、なかなか難しいこともわかる。

◇谷口委員長

- ・課題6に係る精華町の事業実施状況の部分で、「地域子育て支援拠点事業ひろば型の充実」、「保育所の園庭開放」とあるが、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

◆事務局

- ・子育て親子の交流や育児相談の場である「地域子育て支援拠点事業ひろば型」については、当初はつどいの広場“さんりんしゃ”（かしのき苑）の1ヶ所のみであったが、子育て交流広場“ひかりだい”（光台近隣センター）を増設し、現在2ヶ所で実施している。
- ・保育所の園庭開放は、町内すべての保育所（5ヶ所）で実施。また、在宅で子育てをしている方を対象に、育児不安の解消などを目的として、育児相談や講座、教室を行う「精華町マイ保育所サポート事業」を実施している。

◇地主委員

- ・前回会議で配布のあった「新たに追加を検討する課題」という資料については、今回は検討しないのか。

◆事務局

- ・「新たに追加を検討する課題」の資料の中で、社会的養護、子ども・若者プランに係る項目をお示ししていたが、これらの項目については、現在庁内関係部局と調整を行っているところであり、調整後にご提案の上、ご意見をいただきたいと考えている。

◇谷口委員長

- ・委員からの意見を踏まえて、事務局の方で再度課題整理をお願いしたい。

②「量の見込み」及び「確保方策」の検討

事務局より資料に基づき説明（資料2）

- ・前回会議でご意見をいただいた項目、時間の都合により残っていた部分について、検討をお願いしたい。

項 目	意見等
P.3 保育所・地域型保育（1・2歳家庭のみ）	特になし
P.4 幼稚園（3歳～就学前家庭のみ） 1号認定	
P.5 教育・保育（3歳～就学前家庭のみ） 2号認定	
P.8～10 ファミリー・サポート・センター事業	
P.11 一時預かり事業（預かり保育） ※1号認定	
P.12 一時預かり事業（預かり保育） ※2号認定	
P.13 一時預かり事業（預かり保育） ※その他の一時預かり	

<質疑応答・意見交換>

◇谷口委員長

- ・ファミリー・サポート・センター事業に関して、事務局から、平成27年度中に準備を進め、平成28年度からの実施を目指していく、という説明があった。ファミリー・サポート・センター事業はどのような仕組みなのか、説明をお願いしたい。

◆事務局

- ・この事業は相互援助の仕組みであり、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）と、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）、そして子育ての手助けをしてもらいつつ、お手伝いも可能な人（両方会員）とで会を組織し、地域の会員同士で子育てを支え合う活動である。子育ての手助けを受けるには、一定の報酬支払が必要となる。

◇佐多委員

- ・以前住んでいた市にも、ファミリー・サポート・センター事業があった。下校後におやつを食べさせてから習い事へ送って行ってもらったり、下の子どもを病院に連れて行く間に上の子を短時間見てもらったり、といった利用をしているようだ。

◇谷口委員長

- ・一時預かりの量の見込みに関して、精華町が設定する量の見込みを超えて、幼稚園が一時預かりを実施した場合、助成等の予算はどのようになるのか。

◆事務局

- ・一時預かりに関する助成等に関しては、国から具体的な支援メニューが示されておらず、現時点で明言することはできない。

(2) 新制度に係る各種基準等の検討について

事務局より資料に基づき説明（資料3、3-1、3-2、3-3、3-4）

<質疑応答・意見交換>

◇地主委員

- ・資料3-1の①精華町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要（案）のうち居宅訪問型保育について、「障害、疾病等により、集団保育が著しく困難である乳幼児に対する保育を行う場合には、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、連携する障害児入所施設を適切に確保しなければならない」とあり、官報で記載されている内容よりも厳しく記載されているように思われる。近隣に障害児入所施設がないことを考えると、国基準に準じてはどうか。

◆事務局

- ・ご指摘どおり、国基準である「障害児入所施設その他市町村の認める施設」に修正。

◇石崎委員

- ・資料3-2の②特定教育・保育施設及び特的地域型保育事業の運営に関する基準の概要（案）について、P.9に評価（自己評価、関係者評価、外部評価）の項目が記載されている。現在はそのような評価を実施しているのか。

◆事務局

- ・公立保育所では現在外部評価は実施していないため、新制度への移行に伴い、実施を検討している。民間保育所は実施している。

◇谷口委員長

- ・評価は重要であるが、事業者側も、一部の意見や評価にとらわれ過ぎないようにすることも必要である。

◇地主委員

- ・資料3-3の③支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準の概要（案）に関連して、障害のある子どもを早いうちから集団生活に慣らすことや障害のある子を育てる母親のレスパイトを目的としたニーズが一定ある。
- ・以前は精華町内の保育所に優先的に入所させてもらえたと言っているが、今はそのような対応も難しくなっている。保育所に預けるために働きに出るといふ、目的が逆転している保護者もいる。
- ・町内は私立幼稚園が3園あり、それぞれ特色ある教育を実施している。障害のある子に対する受け入れも様々であり、ここ数年は1つの園に障害のある子が集まる状況になっているように感じる。
- ・新制度移行に伴って、障害のある子の教育・保育の状況は今と変わらないのか。障害のある子どもをどこかで見てもらいたいというニーズに応えるためにはどうしたらよいか。具体的な案はないが、検討をお願いしたい。

◆事務局

- ・以前は、精華町の独自施策として障害児保育を実施していたが、現在は保育所入所希望者数の増加により、「保育に欠ける」要件内での保育実施となっている。
- ・受け皿については、障害者施策とも関わってくることはあるが、精華町全体の中で考えていきたい。

◇地主委員

- ・新制度では、事業所に対して応諾義務が発生するのか。認定を受ければ、保育所や幼稚園は、障害のある子どもを持つ保護者が幼稚園や保育所利用を希望した際、障害のある子どもを選別せず、受け入れていくことになるのか。

◆事務局

- ・新制度に移行した施設・事業所には、応諾義務が発生する。教育・保育を希望する

場合には、まずは認定を受ける必要があるが、実際には、障害のある子どもを受け入れるための職員の配置基準等との兼ね合いがあるかと思う。

◇谷口委員長

- ・現在は幼稚園に応諾義務はないが、新制度に移行した場合には、応諾義務が生じることとなる。
- ・特別な支援を要する子どもへの教育・保育のあり方についても、検討いただきたい。
- ・「就労下限時間」の項目で、1日4時間以上で週4日または月に15日就労していれば、保育の認定がされると記載されている。これは1日11時間までの保育が認められるということか。

◆事務局

- ・就労の下限時間が基準となるのは、「保育短時間認定」である。月あたりの就労時間が60時間を超えれば、保育短時間の認定を受けることとなり、1日8時間までの保育利用となる。
- ・条例（案）については、本日の意見を踏まえて修正したものを委員の皆様にご確認いただいた後、パブリック・コメントを実施し、広く町民の方の意見を伺う。

(3) その他

事務局より説明

□認定こども園の府内設置状況について

- ・平成26年4月1日時点 八幡市1件（公立）、京都市1件（私立）

□今後のスケジュールについて

- ・次回会議は7月下旬を予定
- ・条例案について、7～8月頃パブリック・コメントを実施

(4) 意見交換

◇地主委員

- ・障害のある子どもへの施策等については、個別の項目として扱うのではなく、子育て支援全体の項目の中に盛り込んでいただきたい。そうすることで、障害のある子どもを持つ親も、計画を自分達の計画として捉えやすくなる。
- ・現在、障害福祉施策は大きく変わってきており、学齢期や重度の障害のある子どもの施策は充実してきていると感じている。一方で、発達障害、医療的な診断が難しい子が増えてきている。こういった状況にある子どもやその保護者は、障害のない子どもと分けられることに対し、恐怖心がある。療育に通っている子どもは、療育を受けることで分けられてしまうのではないかという不安感を持ってい

- る。
- ・福祉課の窓口へ行くことや、福祉課から案内が届くことで、子育て支援ではなく福祉のお世話になっているということに、屈辱的な思いを持たれる方もいる。ある自治体では療育の申請を福祉課のみで受け付けるのではなく、子育て支援課でも取り次いでいる。実際の事務分担がどうであれ、窓口に来ている保護者にとっては、「子育て支援課が窓口であること」が大切である。
 - ・国において、就学前児童の発達支援、放課後デイサービス等は障害者自立支援法から児童福祉法へと移行した。これには、障害者施策ではなく子育て支援の枠組みの中で考えるように、という意味が込められている。「障害児支援のあり方検討会」では、「障害児」という言葉をもっと慎重に扱うべきという意見も出ている。精華町においても障害者施策でなく、子育て支援の枠組みの中で、障害のある子ども、支援を必要とする子どもへの取り組みを検討いただきたい。

◇石井委員

- ・認定こども園に関して、前任が八幡市立有都小学校だったので、八幡市立有都こども園について補足したい。有都こども園になる前は、有智郷幼稚園と保育所であった。両施設とも子どもが減少し、こども園になる前から合同保育を実施していた。こども園になると職員数も非常に増えるため、園長が職員の様子や勤務時間等を把握することに苦労されていた。
- ・新制度移行にあたっては、教育・保育の質の担保がとても重要なことだと考えている。「教育は人なり」というが、小学校においても、毎週水曜日に職員研修を実施している。教育・保育の質を確保するには、指導者の質、人的余裕、適切な配置が必要だと考える。質の高い幼児期の教育・保育をしっかりと確保できるようにしていただきたい。

○閉会

以上